⑶　担保権の消滅

担保株式を裁判所の許可を得て売却するときは、当該株式上に存続する担保権は、２⑵イ記載の方法に従って売買契約が成立した時点で当然に消滅する。

３　リースにかかる更生担保権

⑴　確定債権

合計７件　総額113,040,613円
別表７－３

（内訳）

元本及び更生手続開始決定の日の前日迄の利息・損害金
113,040,613円

更生手続開始決定の日以降の利息・損害金　０円

⑵　権利の変更及び弁済方法

ア　ＤＰＦ事業以外のリース物件にかかる更生担保権（別表７－３「更生担保権弁済計画表（リース）」整理番号２～７）

その確定額全額を３分割し、それぞれ平成23年３月末日、平成24年３月末日、平成25年３月末日に弁済する。

イ　ＤＰＦ事業のリース物件にかかる更生担保権（別表７－３「同」整理番号１）

㋐　処分連動方式による権利の変更と弁済時期等

ａ　後記㋑記載の方法によりＤＰＦ事業に係るリース物件を売却する。

ｂ　後記㋑記載の方法によりＤＰＦ事業に係るリース物件を売却した代金が、残更生担保権額以下であった場合、当該売却代金額の受領を、本更生手続による弁済とみなす。

ｃ　上記ｂの不足額については、１⑵ウ㋑ｂの規定を適用する。

ｄ　後記㋑記載の方法により売却した代金が、残更生担保権額を超えた場合、下記ｅの定めに従って、当該売却代金額の受領を、本更生手続による弁済とみなす。

ｅ　上記ｄの超過額部分の弁済については、２⑵ア㈡の規定を適用する。

ｆ　平成21年12月末日（但し、平成21年12月末日の時点で、別表10－３「担保権の目的物一覧表」物件番号２の担保不動産の売却が未了のときは、管財人はかかる処分期間を延長することができる。以下、処分期間の末日を「処分時期」という。）までに売却できなかったリース物件にかかる更生担保権は、処分時期の翌日をもって、当然に消滅する。この場合、消滅した更生担保権の金額については、上記ｃの規定を準用する。

㋑　ＤＰＦ事業に係るリース物件の売却

別表10－１－２整理番号１のリース物件について、更生担保権者は、処分時期までに、管財人に対し、処分時期及び処分価格の目処を事前に通知し、管財人が認めたときは、売却し、売却代金を受領することができる。当該売却代金の受領は、上記㋐ｂ又はｄに従い、本更生手続による弁済とみなす。

第２節　優先権のある更生債権等

１　公租公課

⑴　確定債権

合計13件　総額88,736,428円及び額未定
別表８－１

（内訳）

本税等　88,736,428円

更生手続開始決定日の前日までの延滞金等及び更生手続開始決定の日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定の日の前日までの延滞金等　額未定

更生手続開始決定の日以降同日から起算して１年間を経過する日までの間の延滞金等及び更生計画認可決定の日以降完納に至るまでの延滞金等　額未定

⑵　権利の変更及び納付方法

ア　更生手続開始決定の日以降同日から起算して１年間を経過する日（その日までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の日）までの間の延滞金等及び更生計画認可決定の日以降完納に至るまでの延滞金等は、更生計画認可決定時にその全額の免除を受ける。

イ　更生手続開始決定日の前日までの延滞金等及び更生手続開始決定の日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定の日の前日までの延滞金等は、徴収する権限を有する者の同意を得て免除を受ける。

ウ　免除後の確定債権額については、別表８－１「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載のとおり、その確定額全額を３分割し、それぞれ平成23年３月末日、平成24年３月末日、平成24年９月末日に弁済する。

２　労働債権

⑴　確定債権

合計５件　総額44,386,142円
別表８－２

（内訳）

元本及び更生手続開始決定の日の前日迄の利息・損害金
44,386,142円

更生手続開始決定の日以降の利息・損害金　０円

⑵　弁済方法

別表８－２「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）」記載のとおり、平成23年から平成31年まで９年間に亘り、毎年３月末日に９分の１ずつに分割して弁済する。

⑶　退職手当の特例に基づく届出

平成21年６月22日以降更生計画認可決定日までの間に、退職者から会社更生法第140条２項に基づく有効な届出がされた退職金債権については、確定した債権額に限り、上記⑵の弁済方法と同様の方法で弁済する。

第３節　一般更生債権

１　確定債権

合計192件　総額1,118,976,567円及び額未定並びに478,175.47ＵＳ＄
別表９

（内訳）

元本及び更生手続開始決定の日の前日迄の利息・損害金
1,118,976,567円及び478,175.47ＵＳ＄

更生手続開始決定の日以降の利息・損害金　額未定

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　権利の変更

ア　開始決定後の利息・損害金の免除

開始決定後の利息・損害金は、更生計画認可決定時に全額免除を受ける。

イ　前記アの免除後の残額（以下「残確定債権」という。）については、更生計画認可決定時に85％の免除を受ける。但し、残確定債権の85％の免除後の残額が100千円以下となる場合は、更生計画認可決定時に残確定債権のうち100千円を超える額について免除を受ける。

ウ　外貨建（ＵＳ＄建て）債権については、更生計画認可決定時において、１ＵＳ＄＝98円81銭（基準日におけるＴＴＳ為替レート）で換算した額の円建て債権に変更したうえで、更に上記ア記載の権利の変更を行う。

⑵　弁済方法

ア　前記免除後の残額が900千円以下の債権者については、平成23年から前記免除後の残額に満つるまで、毎年３月末日に、各100千円（最終回は残額）を分割弁済する。